

格付け制限あり債券の購入を停止したことによる業務への影響について

平成24年12月開催の第49回資金管理業務諮問委員会において、「債券運用の環境の変化により格付け制限あり債券を保有することのリスクが顕在化した」ことから、新規取得する債券の種別については格付け制限あり債券^{*1}を除き、国債・政府保証債とする旨、審議承認頂き平成25年1月から適用しているところ。

今般、平成26年9月開催の第58回資金管理業務諮問委員会において「適用後の業務への影響を説明してほしい」との意見があったことから、業務への影響について整理した結果を次のとおり報告する。

^{*1} 地方債、財投機関債、社債及び金融債

業務への影響について

格付け制限あり債券の購入を停止したことによる直接的な作業内容への影響を下表のとおり整理したところ、

- ・購入前の、新規発行債券及び証券会社が保有する債券の在庫状況等の情報収集
 - ・購入時の、債券格付及び一発行体毎の債券保有制限確認
 - ・購入後の、債券格付及び一発行体毎の債券保有制限検証
- 等が不要となり、購入に係る工数で0.4人/年程度が削減された。

- また、保有する格付け制限あり債券の発行体数・銘柄数の低減にともない、
- ・営業日毎の保有債券の格付確認
 - ・格下げ時の情報収集

等も低減され、当該債券保有に係る工数で0.1人/年程度削減された。なお、これらの作業については当該債券が償還した後不要となる。

これら工数削減に、その他各種データ管理・資料作成等の間接的な工数削減0.1人/年程度を加えると、格付け制限あり債券の購入を停止したことにより、0.6人/年程度の工数削減が図られたことが確認できた。

表：格付け制限あり債券の購入を停止したことによる直接的な作業等への影響

区分	タイミング	作業	工数削減(人/年)	
購入	購入前	発行・在庫等情報収集	0.10	0.40
	購入時	格付・保有制限確認	0.15	
	購入後	格付・保有制限の検証	0.15	
保有	保有期間	営業日毎の格付確認	0.05	0.10
		格下げ時対応	0.05	
その他		データ管理・資料作成	0.10	0.10
工数削減計			0.60	

なお、平成25年4月から、上述の効率化を以て人員配置の見直しを行い、運用業務の主管となる課の職員数を1名減とし5名体制としたが、継続的な業務の安定運営は確保されている。

以上